平成27年度第2回栃木県景観審議会

議 事 録

- 1. 開催日 平成28年1月15日(金)
- 2. 開催場所 栃木県総合文化センター 第3会議室
- 3. 出席委員 11名

- 1 開 会
- 2 あいさつ 印南県土整備部長あいさつ
- 3 委員紹介 新規委嘱委員を紹介
- 4 審議
- 会長 それでは、議事に入りたいと思います。第1号議案として「屋外広告物に係る規制の一部見直しについて」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(都市計画課長) 都市計画課長の船山と申します。よろしくお願いいたします。着座で失礼 いたします。議案の説明をさせていただきたいと思います。お手元の議案書3枚のものと参考資料 で御説明を差し上げたいと思います。まず議案書の1頁を開いていただきますと、第1号議案「屋 外広告物に係る規制の一部見直しについて」ということで、その見直しの内容について当審議会に 御意見を伺いたく付議をさせていただいているところでございます。開いていただいて2頁目にな りますけれども、こちらがその概要でございます。大きく2つございますけれども、まず意見を聴 く事項というのが2つ、1つは(1)というところでございますが、観光振興、地域振興を目的と したそのイベント・キャンペーンなどにおける屋外広告物の規制の見直し、これについて御意見を 賜りたい。(1)の理由でございますけれども、こちらにつきましては人口減少時代にこれを克服し、 あるいはそこに適応していく、という中で地方創生が叫ばれておりますけれども、そういう中で栃 木県の魅力を発信していくと、あらゆる機会を捉えてですね、そういったことを念頭に置いた場合 に、国や地方公共団体だけでなく、民間の力も一緒に発揮できるような形にできないか、というこ とで見直しを考えているところでございます。それと、2番目の「のぼり旗」でございます。これ は、特段、地域振興とは関係ございませんで、その実態に合わせて見直しをしていきたいというも のでございます。理由のところにございますが、景観、のぼり旗というのは賛否両論ございますが、 実態として、現在の日本社会における広告媒体として定着をしているという話の中で、景観上支障 がないようにしていくということで考えておりますけれども、改めて実態に即していこうではない かという発想で考えたものでございます。参考資料1頁をお開きいただきたいと思います。今回、 当審議会に御意見を賜りたいという根拠でございますけれども、こちらを整理したものが1頁でご ざいます。審議会の意見を聴く事項ということで、条例第30条の2に基づくものでございます。そ の抜粋が下の方にございますけれども、今回御意見をいただくところに該当いたしますのは、第30 条の2第1項第3号、これがのぼり旗、いわゆる基準の変更をする際に適切かどうか御意見を賜る という条項になっております。それから、いわゆる観光振興、地域振興を目的としたイベント・キ ャンペーンということでございますけれども、現在でも国や地方公共団体のものについては、基準 の適用除外、あるいは許可の適用除外の扱いをしておりますが、4号というのは、適用除外にする ものに対して知事が別に定めるというような規定になっておりますので、これについて御意見を賜 るという趣旨でございます。参考資料の2頁をお開きいただきたいと思います。先ほど第1号議案 について、議案書のところで御説明を差し上げました(1)になりますけれども、観光振興、地域

振興を目的とした一定期間のイベント・キャンペーンに係る屋外広告物、この見直しということで ございます。「栃木県屋外広告物条例のあらまし」のパンフレットをお開きいただきますと、左上の 方に、規制地域区分ということで、大きく4地域、禁止地域、自然保全型地域、田園調和型地域、 市街地形成型地域、その中に沿道とそうでない部分がございますけれども、基本的には4区分、基 本的には出してはいけない禁止地域と、それ以外のところは全て基本的には許可が必要ということ で、条例の運用をさせていただいております。参考資料の2頁へお戻りいただきますと、その中に あってもですね、いわゆる公共が公共的目的のために掲出するものについては適用除外と、ただそ このところで一定の基準は守っていただきましょう、ということがございます。さらに、その中に、 いわゆる基準に適合しないものについても適用除外ということでいいのではないかという規定が現 在もございます。そちらが、ちょうどこの表のですね、現行と見直し後という形で表現をさせてい ただいております。大きく広告の設置者、広告主でございますね、それと適用になる要件というこ とで、大きく2つ出させていただいておりますが、まず広告主、設置者でございますけれども、基 準に適合しないものであっても設置が可能なものというものについては、禁止地域であっても掲出 可能ということでございますが、国又は地方公共団体については一定条件をクリアしていればOK と、それと比べましてそれ以外の者ですね、具体的には公共的団体、例示で農協、商工会、実行委 員会等、それと民間については現在の条例規則の中ではそれはできないという状況になっておりま す。これに対して、栃木県の魅力をアピールしていくといったときに、果たして公共的団体や民間、 この力あるいは連携なくしてやっていけるのかというところが課題として浮き彫りになったという ことが、広告主のところでございます。それと、要件でございますけれども、こちらについては市 町が例えばイベントとかキャンペーンをやるときに、その都度そのイベントに対して個別の取扱方 針、そういったものを定めていただこうではないかと、その中身は、例えば大きさとか規模とか立 て方、あと色彩とかそういったものを詳細にイベントごとに決めて、その取扱方針に適したもので あれば可能というか基準に適合しなくてもよいでしょうというような形になっております。これも、 実態としては、各イベントごとに市町が作るのは正直大きな負担となっておりまして、現実的にこ ういう形で適用された事例はゼロでございます。そうすると、やはりこの使い勝手というものを改 善していかないと、目的に照らしたときにどうなのかということで、課題として整理をさせていた だく。その結果ですね、見直し後でございますが、広告主・設置者につきましては、公共は今でも OKですからそのままに、それから公共的団体、例えば農協や商工会が行うような場合、また例え ば国体等を開催しようとしたときには、実行委員会形式で行うのが通常でございます。こういった 公共的団体もOKにしましょう。それから、民間でございます。例えばJRさん、東武鉄道さん、 あるいはマスコミの方々もあるかもしれません。例えば、JRさんに対し、栃木県でのデスティネ ーションキャンペーンの実施をここ数年お願いしている。その中でなかなか実現はしていませんけ れども、「本物の出会い栃木パスポート事業」に参画をしていただいて、PRそれから事業を実施し ていく、というところもございます。そういったことを念頭に置いて、その民間もこの対象にしよ うではないかと。ただ、ここが、やはり野放図にしてはいけないということで、あくまでも観光振

興、地域振興を目的としたいというところがありますので、例えば商業目的のところになし崩しに 広がらないようにですね、あくまでも公共が関与するイベントに限るということで、民間もOKに しようではないかということで考えております。それと、要件でございますけれども、負担が大き くなかなか活用されていない、という実態に鑑みまして、負担を軽減しようと。そうしたときに、 個別具体の、例えば規模とか色彩とかそういったものについては、事前協議制度あるいは届出制度 を設けることによって、チェックをするということを前提に、取扱方針については、原色とかけば けばしい色は避けるとか、あるいはこういった所には掲出しないとか、そういう定性的な取扱い、 全般的な取扱方針、こういう形で対応できるようにしようではないかということで考えさせていた だいております。ちなみに、この表の右側に※1、2がございますけれども、御意見をいただいた 上で、これを実施に移すという際には、※1広告主、設置者につきましては、施行規則の改正で対 応することになります。それから、具体的な取扱方針でございますが、これについては現在も運用 通知を関係者にお示ししておりますが、こちらを変更するという形で対応させていただきたいと思 っております。ここで、具体的にどんなイメージなのか、というのは分かりづらいと思いますので、 スライド2枚ほど用意させていただいております。ちょっと御覧いただきたいと思います。こちら はですね、ちょうど下のところに、町の名前とJAの名前がございます。こちら、世界そばフェス タということで、この2つが中心になって実行委員会を作ってイベントの広告物を掲出していると いうものでございます。今、例えば実行委員会がやろうとしたときに、これが栃木県でできるのか というと、できないと。ちょうど左下のところに表示可能な面積、一面0.5㎡以内、これはです ね、併せて栃木県屋外広告物条例のあらましのですね、例えば左の自然保全型地域の下の方に野立 広告板がございますが、ここに1面につき0.5㎡以内という表記があります。もちろん田園調和 型あるいは市街地形成型地域ですと、これがもう少し大きくなるわけですけれども、例えば栃木県 の自然保全型地域のところでそういったイベント・キャンペーンをやりたいといったときには、現 行では1面につき0.5㎡以内でしかできない。それを今回見直すことによりまして、その基準を 超えてですね、そこも常識的なあるいは必要性の問題でございますけれども、これで掲出すること ができるというものでございます。それと、例の2のフラッグ型の広告でございますけれども、こ れはロンドンオリンピックのときのものでございます。現行の基準上では、横が0.5m以下、縦 が1.2m以下でございますが、PRの仕方によってはこれを超えて掲出することも想定される。 そうしたときに今回の規制を見直すことになりますと、必要な形のものを掲出することが可能にな ると。もちろん、路上になりますと、他の法令の基準をクリアしなければいけないという問題がご ざいますけれども、いわゆる広告物の形状について言えば、必要なものの掲出が可能になるという ものでございます。参考資料の2頁目にお戻りいただきまして、特に民間が入ってくるということ に対して、やはり慎重に対応すべきであろうと考えておりまして、それにつきましては、観光振興、 地域振興という目的をしっかりと限定していくと。それと期間ですね、これは1年を超えるような キャンペーンもあろうかと思いますけれども、その必要な期間、イベントなりキャンペーンの期間、 これも期間を限定するということ。それと対象を限定している。その対象というのは、公共が必ず

関与するということも含めてですね。この3つの限定すべきものがございますので、民間を加える ことによる、景観への影響の拡大は十分回避できるというふうに考えております。

続いて、2頁の(2)「のぼり旗」の表示できる期間の見直しについて、ということでございます。 こちらは、いわゆる景観上果たしてどうなんだという賛否両論の議論があるということは承知をし ております。ただ、一方で、手軽な広告媒体として日本でも定着しているものであるということで、 基準を設けた上で認めているというものでございます。そういう前提に立ったときに、そこが不必 要なまでの制限というか基準になっていないのかという観点から、1か月を3か月に伸ばしたいと いうことでございます。ただ、これも先ほどの御説明と重複いたしますけれども、適切に管理がで きないということになりますと、景観上由々しき事態になってまいりますので、日常的に管理が行 われているという前提ですね、それはどういう所なんだというと、自己の営業所等、お店があった り営業所があったり、その敷地、住所ですね、そちらであれば、例えば台風が来るということにな れば当然のことながら屋内に取り込むでしょう、あるいは夜間も屋内に取り込むでしょう、そうす ると適切に管理が行き届くという観点で、自己の営業所等に設置するものに限って、現行1か月以 内を3か月以内ということで見直したい、ただ同様の理由により、野立てののぼり旗とかそういっ たものについては、1か月以内、最長1か月ということでございますが、現行どおり見直しはしな い、という内容で考えております。それと、あと1点、更新の可否ということでございますけれど も、現在は、更新不可ということになっております。実際にのぼり旗が適切に管理されてきれいな 状態にあったとしても、更新不可ですから、一度除却していただいて、新たに新規で許可をとって いただくというような状況がございます。こちらにつきましても、適切に管理をされるということ であれば、場合によってはそれをそのまま継続して使っていくということも可能であろうと。そう したときに審査をいたしますが、更新も可にしよう、という内容でございます。この更新の関係に つきましても、その他につきましては現行どおり見直すということはしない。この3か月でござい ますけれども、やはりこの手の製品というのは、だんだん良くなって耐久性あるいは設置をして固 定をするような所につきましても改善というか改良が進んできている。通常、色々な製品を見てみ ますと、3か月は大丈夫ですよ、というようなところもございますので、3か月ということで期間 を設定したいと考えております。この2点でございます。3頁をお開きいただきたいと思います。 これはですね、先ほど1番目の観光振興、地域振興を目的としたもの、これを適用除外としていこ うじゃないかと、民間も含めて、というところのチェックを働かせる流れでございますけれども、 基本的には各市町が取扱方針をまず定めてもらう、それに即しているかどうか、各市町にしっかり と見極めていただくということで、実質的には事前協議をしていただいて、その中で内容を確認し ていただく。それと公共的団体等が今回加わるということで、一度事前協議を経た上で市町に届出 をしてもらおうではないかと、その上で広告物を設置、という流れを作りたいと思っております。 実は、基本的に固定広告物のお話を今差し上げたところなんですが、例えば車両広告、ラッピング とかですね、こういったものの需要も当然出てくるでしょうということですので、これも含めて設 置者、公共に限らず公共的団体、民間ということにさせていただきたいと思いますが、こちらの事

務は県が取り扱うことになっておりますので、車両の広告物にあっては県に協議をしていただいて届出をしていただくことを考えております。その中で、景観行政団体になっている市町は栃木県の中で半分以下ですので、なかなか取扱方針を定めることは難しいかもしれないということで、この3頁の上にあります、県の方で取扱方針のひな形提示、こういうふうに考えて、例えばこんなものがあるよね、というところを県として市町にお示しをしていきたいと思っております。当然市町とやりとりをしながら、イメージとしては、県としては最低限のベースの部分、これは誰が考えても守ってもらわないとだめだよね、というところを定めるに止めたいと思っておりまして、そこに各市町が各地域での必要性、場所の選定も含めて考えていただいて、県が示したひな形にさらにオプションを追加するというような形で取扱方針を作ってもらうということを考えております。今後の概ねのスケジュールとしましては、いいでしょうという意見をいただけるという前提での話で恐縮でございますが、できれば2月中には規則改正の手続きをしまして、各市町と県でひな形等のやりとりをした上で、これは各市町の必要性にもよりますけれども、早い市町では4月1日からできると、若干時間がかかるということであれば、この方針が出来上がればすぐできるというような状態にしていきたいと考えております。説明は以上です。

- 会長 ただ今事務局から説明がございましたが、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。挙手の上、御発言をお願いします。
- 委員 大変ありがたいことだなというふうに思うんですけど、1つだけ、民間の方の、公共が関与 するイベントなんですけれども、どういう関与の仕方ですか。
- 事務局(都市計画課長)これにつきましては、基本的にはそれぞれの市町の関与のあり方もあろうかと思いますが、通常考えられるのは、例えば実行委員会でそこに市町が参画している、それと例えば市町が後援あるいは協賛をしている、あるいは補助金を市町が出している、だいたいこの3つをイメージしています。あくまでも今回の見直しの趣旨というのは、地方創生を進めていかなければいけないという中での観光振興、地域振興、この目的に合致する後援、補助金、協賛、あるいは実行委員会、そういう形で今の段階では考えさせていただいております。
- 会長 よろしいですか。
- 委員 ありがとうございます。
- 会長 他にいかがでしょうか。
- 委員 1つ質問がありまして、のぼり旗なんですけれども、市街地形成型地域においては非常にの ぼり旗が多く見かけられます。このあらましですと、敷地内にのぼり旗を立てましょうというふう に解釈できますが、市街地形成型地域の場合、歩道にのぼり旗の台を出している例が非常に多いで す。自転車等で通行するときは、ちょっと危険かなと感じられるときがあります。しかし、自分が 営業をしていくことを考えれば、一歩でも前に出して多くの人の目を引きたいというのが本当のと ころだと思いますね。ですので、今、色々な面で制限が加えられている中で、唯一の自己表現のも のとしてののぼり旗というのは、商店等にとっては非常に大きな意義をもつ広告物だと思うので、 適正管理というものを行政側も営業の方々もやはりもう1度考えてみる必要があるのかなと思いま

すし、このあらましの市街地形成型地域のところに歩道の表記があるともっとその点が分かりやすいのではないのかなと思いました。

- 事務局(都市計画課長)ありがとうございます。今、委員の御指摘の内容は、私どももまさにそのとおりだと思っております。また、御提案いただいた、市街地形成型地域の歩道の表記につきましては、パンフレットを作ったばかりですので当面御容赦いただきたいと思うのですが、これを改訂するときには検討させていただきたいと思っております。御指摘の中の、例えば歩道がある所については、ブロックみたいなもので飛ばされないようにとか倒れないように、という形でのぼり旗が出ているケースを間々見かけます。こちらにつきましては、物にもよりますけれども、基本的にもしかすると許可をとっていないような場合もあるのかなと。そういった許可を取っていないものの扱いにつきましては、これは従来どおり不断の努力、可能な限りという形になりますけれども、安全確保という観点から絶対必要だと思っておりますので、是正なり指導をしていきたいと思います。一方で、設置業者については業登録が必要なので大丈夫だと思うんですが、どうしてもクライアントになる広告主の方の理解が得られないとちょっとつらいよね、という部分もありますので、一般県民の方も含めて広告主となるであろう方々、そういった人たちへの啓発も併せて行っていくと。全体として違反広告物を皆無にするのはなかなか難しいとは思いますが、少しでも減らして、整った景観、それと安全の確保に向けて市町と一緒に取り組んでいきたいと思いますので、御理解をいただければありがたいと思います。
- 会長 屋外広告物条例を持っていない市町に対し、県が実際に管理というか規制をするのは難しい と思いますが、その辺りは実態としてどのように運用されているのですか。
- 事務局(都市計画課長)はい。それにつきましては、宇都宮市は中核市なので法律により権限移譲されております。もちろん条例も作っているので、自ら規制・誘導をされております。同様に条例を作っている那須町、日光市、那須塩原市についても、自ら規制・誘導を行っております。それ以外の21市町については、県の条例に従っております。ただ、地方分権、権限移譲の関係で、全ての市町に事務処理権限を下ろさせていただいております。ですので、各市町が是正指導も含めてやっていただくということになっております。ただ、県の条例を使っておりますので、条例制定権までは移譲していないものですから、そこは県が責任を持ってその運用について市町にアドバイスあるいは協議をしながら進めていくということで考えております。具体的には、屋外広告物適正化旬間が年に1回ございまして、各市町においてパトロール等を行っていただいている、というのが現状でございます。いわゆる規制する側からそういったものを的確にやっていくということが十分必要であるというのは重々承知をしております。ですが、一方で、それだけでは多分、なかなかいたちごっこになりかねないので、広告主の方、広告業の方、あるいは一般県民の方に対する屋外広告物の意識、景観に対する意識をいかに醸成していけるかということもやはり考えたいと思っておりまして、これを車の両輪で進めていきたいと思っております。
- 会長 ありがとうございます。他に委員の方。
- 委員 禁止地域でもできますか。

- 事務局(都市計画課長)ここに則っていけばできます。
- 委員 できるのですね。基本的に、禁止地域の内容を見ると、国立公園、県立自然公園、道路や鉄道からの眺望ということなんですけれども、先ほどのスライドで見た、大きい看板も基本的には公共であればできますよと、あるいは民間でも公共とタイアップしていればできる、ということで、ちょっとイメージはできないんですけれども、何か問題というかそういったものがないのかなと。懸念なんですが。
- 事務局(都市計画課長)はい。私どもの方としてもそこはやはり十分気をつけなければならないと思っているところでございまして、いかに市町と広告主との協議を進めていくのか、その基本になるのが、市町がお作りになる取扱方針でございます。ですので、これから運用しながら適宜改善するという場面も出てくるかもしれませんが、例えば先ほどの大きい看板みたいなものが沿道に等間隔に並べることが果たしてイベントなりキャンペーンとして必要なのかどうなのか、という判断が入ってくるんだと思うんですね。具体的には、事前協議の中でイベントの計画を確認することになろうかと思いますので、果たしてその場所にこの程度のものが必要なのかどうなのか、逐一チェックをして、もし市町が考える取扱方針にそぐわないとすれば、そこは是正なり変更した上でやっていただくというようなやりとりが出てくるのであろうと思っております。ですので、特に国立公園とか県立公園を抱えているような市町というのは、いかにイベントといえども私どもの財産はこの素晴らしい自然なので、この沿道に立ててもらっては困るよね、というところをしっかりこの取扱方針の中で定めていただくと。そうすることによって、見た目ちょっと大きい看板が四方八方できてくるということにはならないし、そうしてはいけないと考えております。
- 委員 ちょっといいですか。
- 会長 はい、どうぞ。
- 委員 あと1つなんですが、禁止物件ってありますよね。そこにも可能だということになるんでしょうか。例えば信号機だとか、街路樹とかですね。
- 事務局(都市計画課長) 禁止物件で、信号機は道路交通法の話になろうかと思いますので、そちらの法律で駄目なはずです。例えば、街路樹は、確かに駄目なんですけれども、適用除外になってしまいますので、そこもやはりこの取扱方針なりでカバーしていく。適用除外といいましても通常掲出してはいけない、例えば電柱とかそういったものがありますけれども、そういったものにもしやる必要があるんだとすれば、その必要性がなるほどねということで、社会通念上の理解が得られるという範囲になるよね、ということなんだろうというふうに思っております。ですので、3頁目にあります、市町と設置者との間の事前の話、それが極端な話、そうだよねという話になれば、じゃあ後援等をしましょうかという話もあるかもしれないです。逆に、今私どもが想定しているのは、そもそも公共的団体とか民間を今回入れましょうというのは、どうしても公共というのは頭が固いというか動きが悪いというかそういった部分もあります。そこに、例えば地域振興のためのイベント・キャンペーンを行うために民間のノウハウを使っていくということは、やはり絶対不可欠なんだと思っております。だいたいは色々な話があってタイアップしてやっていこうよ、逆に県の方か

らあるいは市町の方からお願いして、後援するからこういうものをやってくれないか、というような場面もあろうかと思います。大半はそういう形での運用になるだろうと思います。ですので、先ほどの話と合わせまして、そういった禁止物件、こういったものに掲出するというような計画があるとすれば、その必要性というものを十分吟味された上で結論が出てくるものと思っております。

- 委員 会長、よろしいですか。
- 会長 はい、どうぞ。
- 委員 そうすると、ちょっと意見なんですけれども、仮に先ほどの大きさも規制がなくなって、いわゆる場所もどこでもということになると、それが権限移譲された市町の首長の判断ですよということになると、判断する側が非常に困るというか、ある程度自由ですよ、規制を緩和しますよ、ということなんですけれども、これは良いことなんですが、例えば禁止物件については掲示してはいけない、最低限ここは駄目ですよ、禁止物件は駄目ですよとか、あとはそれ以外のものであれば、例えば国立公園だとか景観を崩してはいけないものについては、十分な配慮をすべきだと思うので、何かコメント付きの緩和というかそういったものも必要なんではないかと思うんですが。そうすると緩和じゃないと言われてしまいますけれども、私個人としてはその辺りが気になるなと思います。
- 事務局(都市計画課長)そこは重々考えた上で対応していきたいと。ただ、この場を借りて申し上げさせていただいたのは、権限を移譲するということはどういうことなのかということでございますが、変に国があるいは県が一律の規制を各地域に課すのはいかがなものかということなんだろうと思いますので、当初は市町が戸惑うかもしれませんけれども、自ら考え、おらが町のためにPRはいいけれども自分の財産を食いつぶすようなPRはいけないよね、とかですね、そういったところにきっちり思いを馳せてもらって審査等をしていけるように、本日出席している3つの市町は条例まで作っていますから、そういう段階に入っているのかと思いますけれども、それ以外の条例を作っていない市町は21ございますので、そういったところについては県も積極的に関わりながら助言等をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- 委員 1番目のものに関しましては、観光振興とか地域振興とか目的、期間、対象等が明確になっていますので、非常に歓迎しております。先ほどのスライドにありましたように、実態があれだけの表現ですとやっぱり屋外広告物とすると告知であったりとか案内であったりとかする場合に現実とちょっと即していないのかなと。というところで、表現がもう少し自由になったりとか、告知にしても案内にしても分かりやすいというのが一番になってくると思いますので、非常に目的、期間、対象等も明確になっていますので、非常に歓迎することかなと思っております。次に、2番目ののぼり旗の表示できる期間を1か月から3か月に延長することに関しましても、耐用年数を勘案し、非常に現実に即しているのではないかなと思います。ただし、先ほどお話にあったとおり、我々業界団体においても屋外広告物の安全管理とか掲出の仕方に関しましては、業界団体なり又は広告主なりと協議をしたい。また、タウンミーティングを通して啓蒙といいますか啓発といいますか、そういうことを進めている最中でございます。以上です。
- 会長 はい。他にいかがでしょうか。

- 委員 はい。1つ確認なんですけれども、のぼり旗の場合、観光振興、地域振興のキャンペーンの中でのぼり旗を使う場合には、自営業のところではないところでも、1月以上でも期間が決まっているからいいと解釈してよろしいでしょうか。
- 事務局(都市計画課長)そのとおりです。はい。
- 委員 ありがとうございます。
- 事務局(都市計画課長)やっぱり私ども、市町含めて気をつけなければいけないのは、管理がされていない、倒れていても平気だとか、そこがちょっと汚れていてもそのままになっているというような野放図な出され方だけはちょっと注意させていただかないと。そういったところはちゃんと自主的なものも含めてやっていただくという前提の中で、いわゆるのぼり旗も、観光振興、地域振興、そのイベント計画の中で適切に使いたいということであれば、含まれてOKというふうに考えております。
- 委員 ありがとうございます。
- 会長 後はいかがでしょうか。
- 委員 景観審議会にかかる案件なので、基本的には「景観」をベースに考えないと、何でもいいっ てことにはならないと思うんですね。言いかえれば、景観は行政のみならず、景を観る人の視点介 入を想定し捉えることが重要だということです。要するに深くなくても、景観に関わる多様な視点、 特に地域や住民の理解がそれなりに感じられるのであればいいような気がします。あまりがちがち にしてしまうと、どこに行っても同じような看板景観とかのぼり景観になってしまうと思うんです ね。ある意味で看板ものぼり旗も、状況によりますが、いわゆる一般的な景観美と違う地域の個性 とかをうまく演出する要素、小道具として活用することは考えていいことだと思います。単純にい えば脈絡なんです。景観要素のオールフリー化は得てして混乱・醜態の原因になるわけで、規制は ある程度必要でしょうね。但し、屋外広告物に関して量的規制はあっても、質に対する規制は総じ て曖昧ですね。その辺に対して、今回の見直し案は、県の環境・景観特性を勘案したやや緩やかな 規制変更・運用変更に対する審議であると理解しています。特に栃木県は観光資源が豊かですし、 景観演出の方法として、村おこしや町おこしの看板とか暖簾とかを効果的に活用してもいいのでは ないか。暖簾の演出で街並景観を魅力的した事例がありますが、仮設の景観要素であっても、景観 を特徴づけるフォーカスとして活用することはあるように思います。私自身、色彩採集というのが ライフワークで、気になる色彩を世界中から集めていることを楽しんでいますが、看板というのは 魅力的な景観の記憶の手がかりとなる事例は結構多いんですね。例えば渋谷から看板を取り払った 景観シミュレーションの結果は、味もそっけもない冷たい都市、まったく渋谷ではなくなってしま うということでした。それは広告物を一括して悪者扱いせず、町という舞台の演出要素である場合、 それをどういうふうに環境や景観になじませるかのデザインが必要となることへの気づきでありま した。日光東照宮のシークエンス(連続性)景観ですが、遠くからだんだん東照宮に近づくに従っ て繧繝彩色の極彩色の景観演出が仕組まれている。例えば例幣使街道でのシークエンスを上手にの ぼり旗や看板で演出することで、時系列による景観を楽しむことができる。これは言うならば舞台

演出です。このような演出は、現代人よりむしろ昔の人の方が何故か巧いわけですよ。街道を通って東照宮に向かうに従って、徐々に色彩豊かな景観が展開される。そこにはわくわくする期待感を物語る(脈絡)景観デザインを感じます。いわゆる日光へのアプローチも楽しめるのぼりや看板や暖簾の演出。屋外広告を単体として捉えるのではなく、背景の環境や景観との関係性から、その是非のみを語るのではなく、そのしつらえ方を考えたらよいのではないかと思います。屋外広告物は現場主義で対応しない限り、景観に寄与しないというのが実感です。

- 事務局(都市計画課長)ありがとうございます。
- 委員 今おっしゃられたように、私も景観を基本にしてチェック体制をしっかりしていただければ 異議ありません。ちょっとお聞きしたいんですけれども、パチンコ屋さんののぼり旗ですけれども、 なんかちょっと子供達にあまり良くないかなというのぼり旗がパチンコ屋さんのところに並んでい るので、それはちょっとどんなもんかなと思いながらいつも通っているんですけれども。 やはりそ れをまとめるチェック体制というのが非常に大切だと思いますので、その辺をよろしくお願いした いと思います。
- 委員 よろしいですか。
- 会長 はい、お願いします。
- 委員 今お話があったように、景観の中でのぼり旗なり看板は非常に重要なことだと思うんですよね。それも、センスが良いか悪いかとか、景観としていいかどうかという判断をどこでどういうふうにしていくかという問題はありますけれども、地域性という地域の思いみたいなものが入ってくれば若干変わるんだと思うんですけれどもね。それともう1つはですね、最近、政治的というか、昨今の色々な問題と絡めたのぼり旗とか看板とかが、ある場所に非常に多いわけですよね。そういうものというのは、規制がなされているのかどうかということと、政治家の顔写真が至る所にあると、これがせっかくの景観を崩している部分もあるわけですよね。どういう形で許可しているのか、という部分を教えていただきたいというふうに思います。
- 事務局(都市計画課長)はい。まず、反対運動であるとか、あるいは逆に賛成運動が起こった場合には、やはりそういったものが乱雑に立っていくというようなことがありがちなことだと思っています。それについては、基本的には、許可を得て掲出しているものでは多分ないだろうというふうに思っています。指導する側というのが行政ですので、市町であったり県であったりというところがあります。その反対運動とか賛成運動とか、その質、内容にもよるのかと思いますけれども、行政が進めていることに対して例えば反対だよねという運動が、仮の話で恐縮ですけれども、起こっているとすれば、違うセクションが屋外広告物法だからということでそれを撤去とかそういったものをしたときに、受け取る側としては強引にねじ伏せにかかっていると、これはどんなに説明してもそういった誤解は生まれる可能性もあるだろうといったときに、淡々と屋外広告物条例に基づいて執行をすべきだという御意見もあり、一方で、それはいわゆる話し合いの場というか交渉を難航させることになりかねないというような判断がある場合もあろうかというふうに思いますので、ストレートに屋外広告物条例だけをもってそこに対応するというのは難しい場合もあるだろうという

ところは御理解をいただければありがたいなと思っております。それと、選挙の時のポスターは、 公職選挙法のものはOKなんですよ。ただ、そこに美的感覚と並べ方とかですね、あるいはその辺 の節度を持ってやっていただけていないというか、これも非常に申し上げにくいんですけれども。

- 委員 選挙期間はあきらめなくてはいけないでしょうね。それは、許可として何枚と決まっている わけでしょう。
- 事務局 枚数は、おそらく公職選挙法の方でシールや証票をもらうんですよね。それは届出をして、 おそらく枚数が決定するんですよね。
- 事務局(都市計画課長)皆さん、目立つところに多分立てたいので、交差点等に立ててしまっているのが現状かなという気がするんですけれども。それは、公職選挙法なりで選挙道具が与えられてポスターの枚数とか決まった範囲の中でやられている、というところがございます。
- 会長 よろしいですか。
- 委員 はい。
- 会長 他にいかがでしょうか。
- 委員 すみません、基本的な点について教えていただきたいことがございまして、まず現行で規制 を図っているという点について、どの部分でどういった規則のどの部分の規制を指しているんでしょうか。
- 事務局(都市計画課長)常用資料を御覧いただいているかと思うんですが、参考資料の1頁目のと ころに、今回御意見をいただくのは、ということで、屋外広告物条例第30条の2で審議会の意見を 聴かなくてはいけないと、ここに1号から6号までございまして、3号がのぼり旗で、4号が今回 の地域振興の適用除外ですというお話を差し上げたと思います。常用資料の屋外広告物例規集の16 頁を見ていただくと、第8条がございまして、真ん中から左が条例で、右が施行規則になります。 この中で第8条で適用除外というのがあって、その中で、条例第30条の2の第3号の第8条第1項 第2号、第2項第1号がこの後ずらずらと出てくるわけですけれども、今回ののぼり旗に関してい えば、23 頁の第 15 条第 1 項ですから、「許可の基準は、規則で定める。」となっています。この規 則で、いわゆる簡易な広告物については、1か月以内と定めていますので、それを改正していく。 それから、4号につきましては、第8条第1項第4号でございますので、17頁の真ん中くらいに、 「前各号に掲げるもののほか特に知事が別に定めるもの」ということで、規則で定めるということ で、ちょうど右側を見ていただきますと、条例第8条第1項第4号の規定による広告物又は掲出物 が並んでおります。公共は今でも大丈夫なんですよね、というのが、18頁の規則の第4条第2項第 3号「国又は地方公共団体が公共的目的をもって」で市町の景観計画、方針に合致するものという ことで、明記してある。ですので、今回、いわゆる公共的団体だとか、あるいは民間を良しとする 場合には、条例の第8条第1項第4号に基づいて、知事が規則で定めた、規則第4条第2項第3号 の後にそういった条文が加わっていくという感じになるかと思います。
- 委員 そうしますと、地域振興を目的としたイベント・キャンペーンの改正については、規則第4 条の改正ということですよね。

- 事務局(都市計画課長)ですね。
- 委員 今お話にあったんですけれども、規則第4条第2項で(1)は政治資金規正法の内容ですけれども、(2)で公共的団体が公共的目的をもって表示する場合はすでに今でも可能なわけですよね。
- 事務局 17 頁の規則の第4条第2項第2号ですね。「公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち」その後ろに「前項各号に規定する地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める基準に適合するもの」というのがあって、結局は先ほどの大きさとか基準を守らなくてはいけないというのがあって、今回はその基準に合わないものでもいいですよねということにしたいので、今の条文では読めない、というところです。
- 事務局(都市計画課長)公共が公共目的で出す物、それは適用除外で許可は必要ないんですけれど も、基準に適合してもらうというのが大前提です。
- 委員 という仕組みですよね。
- 事務局(都市計画課長)今回、基準に適合しなくていいよというのが3号で、「当該広告物又は掲出物件が表示され、又は設置される市町村の景観の形成に関する計画、方針等に合致するもの」、これは、先ほど御説明をした、現行で公共は良くなっているんですと、それを公共的団体とか民間に広げるんですと。
- 委員 分かりました。規則の第4条第2項第3号を改正して、国又は地方公共団体が、となっているところに公共的団体も入れたいと。
- 事務局 今の3号はですね、必ずしも地域振興とか観光振興を目的とした一定期間だけではなくて、 公共の場合ですと固定広告物においてなんですが、今回公共的団体とか民間の方に広げようとする のは固定広告物、ずっと設置される、永久にというとおかしいですけれども、それまでは想定して いないので、あくまでも期間と目的限定なので、3号を改正するのではなくて新しい号を追加しよ うとしています。
- 委員 では、3号は3号のまま規定としてあって。
- 事務局 はい、そうです。
- 委員 分かりました。ありがとうございます。それと、現在の要件として、市町が定める取扱方針に適合しているという要件が加わっているわけですよね。先ほどいただいたお話で、改正後、取扱方針による制限を考えていらっしゃると、規則とか条例以外の取扱方針で制限をかけられるという根拠が今もあるわけですから、どこかにあるんだと思うんですけれども、それについて位置を教えていただきたいと思います。今の仕組みとしての規則や条例の要件を満たしていたとしても、なおかつ取扱方針で制限をかけていらっしゃるわけですよね。
- 事務局(都市計画課長)そうですね。明らかにここで読める、例えば景観計画を立てて、それに基づいて景観を誘導するための方針はこうですよね、というものがない限りは、これも適用しない。これは、この条文のとおり、市町村の景観の形成に関する計画、方針ですので、今回これをやろうとしているのは、3つの限定という話がありました、観光振興、地域振興という「目的」、それと「期間」が限定されること、それと「対象」が限定されること、公共的団体や民間の場合ですね、そう

いったことになるので、全くこれとは違った条項で、この観光振興に資するとか、民間の場合は市 町が何とかするものに限るとか、そういったものを設ける形、それを考えています。

- 委員 分かりました。取扱方針における制限というのは、条例とか規則の趣旨の解釈から制限しているというもので、新たに設ける規則に、その規則の趣旨が明確になるようにイベントの規制の趣旨目的のようなものが分かるように入れておくということですね。その解釈に制限をかけるということですね。
- 事務局(都市計画課長)そうです。
- 委員 分かりました。ありがとうございます。
- 会長 要は、規則の条文が追加されるということですね。
- 事務局(都市計画課長)今、内部で調整中というか、所管部局がありますので、そちらと調整して おりますが、基本的には規則を追加していく。
- 会長 他にどうでしょうか。
- 委員 ちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほどの説明の中で、年に1回屋外広告物適正化旬間というのがあって、パトロールをされているという話だったんですけれども、特にこういった条例について、申請して許可を得ている場合はよろしいんですが、許可を得ていないものについての罰則規定みたいなものはあるんでしょうか。
- 事務局(都市計画課長)あります。基本的に、例えば貼り紙とか簡易なものについては見つけた時点で何の告知なしに撤去してしまってかまわないんです。そうでないものについては、私有財産の関係がありますので、まずは是正指導をして、それでも従わなければ最終的には代執行、撤去というのが規定されております。ですが、大部分は、そこまでの、現実的に強制執行、代執行した事例はありません。それから、文書とかそういったもので是正命令というかですね、そういったものを文書で行ったという事例も昔はあったかもしれませんけれども、今はないと思います。それは、口頭で広告物の設置者に対して「許可をとっていないでしょう」とか「これは、こういう状況ですから」ということをその都度指導するというような形が今の状況です。ですので、現実的にはパトロールをして、年がら年中ではなくて月間とか旬間のときに、目に余るというものが発見されたものについては、簡易除却ができるものについては簡易除却をしますし、そうでないものについては持ち主あるいは広告主に対して「是正してください」というような形で申し上げている、というのが現在の指導の状況です。
- 委員 パトロールは、結構大変だと思うんですけれども、その活動実績のようなものを教えていた だければ。
- 事務局(都市計画課長)分かりました。現時点では、まだ 27 年度が終わっていないので、26 年度のデータで恐縮ですけれども、毎年9月1日から9月10日、これは屋外広告物適正化旬間ということで、違反広告物のパトロールや違反広告物に対する除却をやっております。先ほども申し上げましたとおり、各市町に権限移譲をしている関係がありまして、実績としては、簡易除却は、さくら市で1日パトロールをして除却3枚。それと、真岡市及び市貝町で、これも旬間のうちの1日です

けれども、ボランティアの方 11 人くらいがチームを組んでパトロールを実施した。大田原市では、やはり1日パトロールをやりまして、これは簡易除却に当たらないものということで、違反広告物を設置していた2人に対して口頭是正指導をした。それと、これは具体的なパトロールではございませんが、普及啓発活動として、足利市他の市町で、行政広報紙等で屋外広告物に対する普及啓発の記事を掲載したり、あるいは鹿沼市では商工会議所ニュース、市町村の広報だけではなくて、そういったものに御協力いただいて周知をしたり、それと佐野市では、屋外広告物の更新手続きの際に、申請者に対して、別にその人が違反しているわけではないんですけれども、周知活動等を行ったり、またさくら市になりますが、商工会に加えて農協の方に周知活動を行っている、というのが実績としてございます。27 年度については、まだとりまとめていないので、また少なくとも同様な形のものがやられていると思います。今後の課題としては、これはやはり一部ですので、全てのところで広汎に効果的にパトロール、あるいは周知啓発活動ですね、そういったものができるように、県もちょっと旗を振って頑張っていきたいなと思っております。

- 委員 はい、ありがとうございます。
- 委員 すみません。
- 会長 はい。
- 委員 今日の皆さんの意見もお聞きしまして、条例を策定したような市町についてはある程度意識 も高いでしょうから、スムーズにいくかと思うんですが、市町によってはやっぱり運用にあたって 戸惑うこともけっこうあるんではないかと思うんですよ。最初に、説明会を実施なさるという話は 聞いたのですが、できればその後担当者を集めての事例研修とか勉強会とか各市町から持ち寄って、 そういうものをできればやっていただければ、市町としても判断する上で非常に参考になる。最終 的に決めるのは市町だとしても、よろしいのではないかと思いますので、その点御検討いただけれ ばと思います。
- 事務局(都市計画課長)承知しました。
- 会長 はい。それでは、全員が何らかの発言をされたということで、そろそろここで皆様方の御意見をとりまとめるということにしたいと思います。全体として、第1号議案について、大きく異存ありという御意見ではなかったと思いますので、そこはそういう形で受け止めたのですが、それでよろしいですか。もう1つ、3頁のですね、予め取扱方針を作成すると、県がひな形を提示して市町が具体的な取扱方針を作成する、この辺りで多少懸念が表明されたということがあったんですが、これはどういうふうに扱いますか。つまり、審議会として、異存はない。ただし、こういう付帯意見を付けるというふうにすべきか、それとも異存はない、と、あとは今日、県の方で十分我々の意向をくみ取っていただけると思いますので、そこにもう信頼を寄せるということで、特に付帯意見は付けないと、二つ選択肢があるかと思いますが、どういたしましょうか。
- 委員 県の方から市町については勉強会ですとか研修会ですとか、担当者のすり合わせなどもされるということなので、私が言った意見というか懸念の部分については十分に解消できるのかなと思います。

○ 会長 他の委員の方、どうでしょうか。この第1号議案については、当審議会としては、異存がない、というとりまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○ 会長 はい、ありがとうございます。それでは、第1号議案は、原案どおりということでお願いしたいと思います。審議事項はこの1件ですので、これで本日予定されていた議事については終了するということで、進行を事務局に戻します。活発な御意見、ありがとうございました。

午後4時40分 閉会